

日本共産党中央委員会書記局長、山下芳生様

2015年6月9日

東京・七区地区 支部

今田真人

この間のいっせい地方選挙や、現在の戦争法案反対などのたたかいで、党の先頭に立って日夜ご奮闘されている山下さんに敬意を表します。

私は元赤旗記者であり、現在はフリーのジャーナリスト、居住支部の一党員として活動している者です。私もこの間、微力ながら、居住支部で奮闘してきました。党の前進を山下さんとともに喜び、政治革新のたたかいの前進を願う者です。

ご存知かと思いますが、先日、6月4日付で、私宛に担当者名を名乗らない「日本共産党書記局」とだけ記された「除籍通知のような文書」が郵送されてきました。担当者が名乗れないのは、それに先立つ電話連絡で、書記局次長の佐々木陸海氏が私に数々の暴言をはき、一転して全面撤回と謝罪をするという事件があったからでしょう。その際、私は「あなた（佐々木氏）のような方とは、これからは二度と話し合いをするつもりはない」と通告したからです。

それはさておき、結論から先に言えば、私は、このような一方的で乱暴な行政的命令的措置に、まったく承服できません。党規約に違反するとして、様々な理屈が並べられていますが、同志を同志とも思わない、相手を見下し、馬鹿にしたような文面に、信じられない思いでいっぱいです。

安倍首相や秦郁彦氏らの歴史修正主義者、産経新聞などの右翼タカ派のメディアは1990年代からこの間、第二次大戦中の「慰安婦の強制連行」を証言してきた故・吉田清治氏の証言について、「虚偽だ」「信ぴょう性がない」などと攻撃・否定する言説を執拗に続けてきました。私は、こういう吉田証言否定論は根拠のない間違いだと、いろいろな場で厳しく批判してきました。

2011年5月まで30数年間勤めた赤旗記者時代はもちろん、事情があって早期退職したあとも、この立場で、発言してきました。

ご存知のように、この立場から20数年前の赤旗93年11月14日付に、生前の吉田氏にインタビューした記事を書いたこともあります。当時、私は、従軍慰安婦問題を最も早くから取材してきた赤旗記者の一人であり、匿名や署名入りの関連記事をたくさん書いてきました。これは、先の大戦で日本帝国主義の侵略戦争・植民地支配に反対を貫いてきた党綱領路線にしっかりと立ったものに他なりません。

もちろん、上記の記事も、私個人の判断ではなく、当時の党組織あげての責任ある裏付け調査を踏まえて掲載されたものです。その一端を示している証の一つが、今回、本として出版した吉田氏のインタビュー記録です。

ところが「しんぶん赤旗」は昨年9月27日、同年8月5日付の朝日の「検証記事」を受けて、吉田氏に関わる過去の赤旗報道を「信ぴょう性がない」として取り消し、一転して吉

田証言を全面否定する見解を表明しました。

その理由として挙げられた主なものは、産経新聞や週刊新潮の記事、秦郁彦氏などの歴史主義者の言説でした。

この見解は、これまでの長年の党の立場と見解を最も知る者の一人として、とうてい納得できるものではありませんでした。

その観点から、インターネット上でも、わが党の一変した見解について、事実に基づいてただしてきました。今回、この立場から本も出版しました。

インターネットでの投稿・発言はもちろん、書籍の出版についても、日本国憲法は、それを国民一人一人の基本的な人権として保障しています。それが時々の方針と異なるからといって、それを公表すると党を攻撃するものとみなし、規約に反するので除籍するなどという措置は、憲法の上に党規約を置くものであり、時代錯誤もはなはだしいと思います。

長年の党の見解を180度変更した現在の党の見解について、疑問や批判を持つ党员（元党幹部も含む）や国民は、私の知る限りでもたくさんいます。そうであるだけに党中央が、事実と道理に基づき説得力ある説明を公開の場ですることは、当然だと思われま

しかし、その後の党中央の対応は、記者会見もせず、大衆的なシンポジウムなどの議論の場も設定せず、ただ、一変した党見解に立って、一方的なキャンペーンを赤旗紙面で展開するだけのもの

党中央の対応への疑問を以下、いくつか並べます。

1992年以来、吉田証言を機関紙で何度も報道し、一度としてそれを否定してこなかったのは、なぜですか。

吉田氏が2000年に死去して14年も経った昨年に、なぜ、彼の証言を急遽、取り消したのですか。死人に口なし、死屍に鞭打つことになりませんか。

赤旗の吉田証言否定の根拠は、紙面を読む限り、そのほとんどが1990年代の産経新聞・正論や一部学者の書籍の引用ですが、それならなぜ、そのときに検証し、これまでの報道が間違っているとして取り消さなかったのですか。

秦郁彦氏などの歴史修正主義者、安倍晋三氏らタカ派の政治家が1990年代から行ってきた「吉田証言は虚偽だ」とする攻撃は、吉田氏が戦後、共産党员だったことを利用した反共攻撃でもありました。その長年の反共攻撃を無批判に受け入れ、なぜ、今回、正しいと認めたのですか。

吉田氏を直接取材した記者でなくても、一般の党员、国民から見て、今回の党の取り消し措置は、疑問が付きません。一般の党员、国民がその疑問・批判をインターネットなどの公開の場でするのは、あまりに当然ではないですか。それさえ、命令調に、けしからんと抑えようとする党中央の態度は、本当に正しいのですか。

実際、いっせい地方選挙でも、いまの戦争法案反対のたたかいの中でも、この問題について、国民から、匿名のものも含め、たくさんの疑問・批判が公然と出されてきました。その国民が、たまたま党员と判明すると、党中央は今回のような措置をとるのですか。

私もその一人にすぎません。私は、こうした疑問・批判について、昨年までの長年、党が立ってきた立場を擁護しているだけです。その方が正しいと思うし、それを覆すような新

な証拠がみあたらないからです。

私はインターネットでの発言・投稿でも、匿名やペンネームを使うことをいさぎよしとはしません。基本的に実名でやってきました。もちろん、その際に、私は共産党員だと表明したことは一度もありません。それは、私の頭と責任で考え、表明する発言・投稿だからです。意見表明に当って所属する政党名を名乗らないのは、所属政党の見解をおうむ返しするものと誤解されないようにするものでもあります。所属政党の見解の焼き直しでは、その発言・投稿は、自分の頭と責任で考えられたものとみなされず、説得力がないからです。また、憲法で保障されている思想信条の自由から考えても、所属政党名を名乗る必要はないと思うからです。

そうした党員である私に対して、書記局の文書（14年11月11日付）は、「党員が党員であることを名乗らずツイッターなどで党を批判すること」に非難を浴びせています。さらに、こうした発言が規約に反するとして、除籍をにおわせる文書を数回にわたり送りつけ、行政的に黙らせようとしています。いまの党中央のやり方は、常軌を逸しています。

いうまでもなく、党規約第15条は、「党機関が決定を行うときは、党組織と党員の意見をよくきき、その経験を集約、研究する。出された意見や提起されている問題などは、すみやかに処理する。党員と党組織は、党の政策・方針について党内で討論し、意見を党機関に反映する」と定めています。

今回の決定を行う前に、党員で当時の担当赤旗記者であった私の意見などを「よくききましたか。集約、研究しましたか。「現指導部の責任でやった」といって、過去の担当者や幹部の人たちの英知を結集する努力を放棄しませんでしたか。居住支部の討論では、私の属する支部だけでなく、全国各地の多くの支部で、同様の議論（朝日の検証記事について）があったと漏れ聞きますが、そうした意見は党中央に反映されましたか。また、反映するように党中央は体制をとりましたか。

規約第3条は、民主集中制の組織原則の基本の一つとして「党の意思決定は、民主的な議論をつくし、最終的には多数決で決める」、あるいは「意見がちがうことによって、組織的な排除をおこなってはならない」と明記しています。

今回の決定は本当に、「民主的な議論をつくし」たものですか。私に対する除籍は、「意見がちがうことによって、組織的な排除」をするものではないのですか。

最近出版された浜野忠夫・副委員長著『民主連合政府をめざして——党づくりの志と構え』には、第11回大会（1970年）への故・宮本顕治氏の中央委員会報告が紹介され、次のように指摘されています。

「正しい指導とは、命令ではなくて道理に立ち、実情にあったもので、すべての党員を納得させうるものでなくてはなりません。こうした納得をかちうることなしには、全党が自覚的規律に結ばれるという保障はできません」（P47）

「わが党は、ほんらい、政治的自覚にもえて、党と革命の事業に自発的に参加した党員からなる組織であり、命令で結ばれた軍隊や行政組織ではない。この組織の力は、同志たちが、情勢の特質や提起された課題の重要性、そして実情にあった活動のやり方などを道理をもってつかみ、みずからの政治的理論的な確信にしたときにこそ、もっとも力づよく発揮される

ものである。そういう指導をすすめるためには、党の指導機関が、従来とかくありがちだった事務的・行政的指導に甘んじる態度を、きびしくしりぞける必要がある」(P 47~)

今回、私にたいして送りつけられてきた「除籍通知書のような文書」は、これらの規約の規定の精神にことごとく反していませんか。

そうした民主的な規約の規定をいっさい引用することなく、私の除籍に都合のいい一部の義務的規定だけを引用して、除籍を通告するなどという措置は、民主集中制の基本を無視する、異常きわまりないやり方だと考えます。

私の言説に党中央が批判があるなら、個々の党员を国民に分からない党内手続きで除籍処分にするという行政的な方法ではなく、正々堂々とオープンな場で、説得力ある根拠を示し、道理と理性ある態度で反論されてはいかがでしょう。

なお、私は居住支部の一名党员ですが、退職してからこの間、1年半にわたって支部長を務めました。未結集党员が多く、崩壊寸前だった支部を、一人一人の党员の自宅を訪問して実情を聞き、その実態と希望に合わせて支部を4つの班に分け、全員結集の支部として再建しました。多様な意見を率直に表明でき、お互いの意見を尊重しながら民主的に楽しく議論できる暖かい党組織を目指してきたつもりです。その過程で、綱領・規約の学習会を支部長の私が講師になって、連続でのべ百回近く行い、綱領・規約に基づく党組織づくりも目指してきたつもりです。

今回の書記局の文書で、私の規約の解釈を批判されていますが、あまりに短絡的であり、支部の実情や現実を知らない乱暴なものとして失望しています。

私が支部会議(班会議)でも、私の吉田証言についての意見も当初から率直に話し、今回出版した本もほとんどの支部のメンバーに買ってもらい、前向きな議論をしてきました。

集金をしている赤旗読者も、異論や多様な意見を尊重する現在の党の民主的なあり方を示すものとして、この本は歓迎され、多くの方に購入していただいています。「昔の党だったら、あなたは除名されていますよ。いまの党はずいぶん民主的になったね」と話してくれた読者もいました。

9条の会など、私が属する市民団体の会議でも、共産党の民主的な党運営を示すものとして宣伝し、多くの人に納得して購入していただいています。

ところで、私は2年ほど前に、経済的理由からフリージャーナリストの仕事に専念しなければならず、支部長はやめました。党支部の実務の半分近くは、いまでも私が担っています。

日刊紙の週1回の配達(21部)、日刊紙・日曜版の集金(約15人)、後援会ニュース会員(約900人)の名簿づくりや日常的なチェック、月1回以上の後援会ニュースを入れる封筒の宛名張り(約400人分)、その袋詰め作業、その後援会ニュースの配達(約200人分)、月1回以上ある各種ビラの全戸配布(約1500人分)など、まだまだ、多くの実務を担っています。党を除籍されたからといって、それを放棄することは、私が退職後、築きあげてきた民主的で温かい党組織を崩壊させるものであり、絶対できません。

「除籍するかどうかは、党中央の権限だ」(地区委員長の話)ということなので、これ以上、私は言及しませんが、除籍されたからといって、私はこれらの実務の仕事を投げ出すつ

もりはありません。もちろん、綱領・規約も自覚的に引き続き認めていくつもりです。だれが何と言おうと、私はいまでも日本共産党員としての自覚を持っていますし、それをみずから放棄するつもりはありません。除籍を審議する協議の場に私は参加するつもりはありませんが、吉田証言問題を再検討するオープンな場であるなら、党員として、あるいは元赤旗記者として、協力は惜しみません。

なお、支部会議は、支部のみなさんに混乱を与えてはいけないので、今週からの支部会議（班会議）は、当面出席を辞退します。

以上、私の意見を申し述べてきました。失礼があればおわびしつつ、筆を置きます。山下さんのご健康とご奮闘をお祈りしています。